

## 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による許可(日影許可) 申請要領

1. 申請書 建築基準法施行規則 第43号様式

2. 添付書類

必ず添付するもの

図書の種類	明示すべき事項	図面の様式
申請理由書	建築の理由、過去の建築の経緯、不適格となった年月日等	
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	第12号様式
土地利用現況図	縮尺、方位、敷地の隣地またはこれに連続する土地で日影時間が2時間以上の範囲にある土地の区画の状況並びにその土地に付属する建築物の用途及び配置の状況	第12号様式
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員	第12号様式
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法	第12号様式
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	第12号様式
日影関係図	省令第1条の3第1項の表2(29)の項図書の種類の欄に掲げる日影図(計画単体、計画全体、現況、計画と現況の複合)、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤算定表について、それぞれ同項の明示すべき事項の欄に規定する事項	第12号様式
敷地求積図	敷地面積の求積図及び計算表	
建物求積図	建築面積、床面積の求積図及び計算表	
日影による不適格建築物の適法性が確認できる書類	確認申請済証、検査済証、台帳記載事項証明の写し等	

\*「第12号様式」は、浜松市建築基準法施行細則による

場合により必要なもの

図書の種類	添付要件
近隣住民への説明概要	「建築基準法第56条の2第1項ただし書による包括的許可基準」に該当しない場合(不適合日影が落ちる敷地の所有者等に対し、実日影図(平均地盤面からの高さ=0m)を用いて説明し、その概要をまとめること。)
適合証明の写し	都市計画法の許可を必要とする場合
その他	上記以外に、審査を行うにあたって必要な書類を求める場合

3. 提出部数 正本・副本 各一部

4. 申請手数料 160,000円

5. その他 浜松市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例に基づく標識設置の届出が必要な場合は、届出後20日経過しなければ、許可申請の受付はできませんのでご注意ください。

過去に当該許可を受けた建築物の敷地内での建築については、許可不要となる場合がありますのでご注意ください。(建築基準法第56条の2第1項ただし書後段)